

令和7年2月25日

お客様各位

筑後信用金庫

規定改定のお知らせ（貸金庫規定）

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では下記規定を改定します。改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和7年4月1日（火）

2. 改定する規定（改定内容は次頁以降をご参照ください）

・貸金庫規定

以上

貸金庫規定新旧対照表

下線部分変更箇所

改 正 後	現 行
令和 7 年 4 月 1 日現在 第 1 条（格納品の範囲）～ 第 1 1 条（反社会的勢力との取引拒絶） 省 略 第 1 2 条（解約等） （1）この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記（1）と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。 第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき （3）前記（2）のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継	令和 2 年 4 月 1 日現在 第 1 条（格納品の範囲）～ 第 1 1 条（反社会的勢力との取引拒絶） 省 略 第 1 2 条（解約等） （1）この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記（1）と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。 第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき （3）前記（2）のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継

貸金庫規定新旧対照表

下線部分変更箇所

改 正 後	現 行
続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記（１）と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払下さい。 ① ～ ③ 省 略 （４）省 略 （５）前記（１）<u>から</u>（３）の明渡しが３ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際し公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 （６）省 略 第１３条（貸金庫の修繕、移転等）～ 第１６条（規定の変更） 省 略	続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記（１）と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払下さい。 ① ～ ③ 省 略 （４）省 略 （５）前記（１）<u>または</u>（３）の明渡しが３ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際し公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 （６）省 略 第１３条（貸金庫の修繕、移転等）～ 第１６条（規定の変更） 省 略